|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人文書の種別 | 開示の実施の方法 | 開示実施手数料の額 |
| 1　文書又は図画（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。) | イ　閲覧 | 100枚までごとにつき100円 |
| ロ　撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧 | 1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額 |
| ハ　複写機により用紙に複写したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。） | 用紙1枚につき10円（A2判については40円、A1判については80円） |
| ニ　複写機により用紙にカラーで複写したものの交付 | 用紙1枚につき20円（A2判については140円、A1判については180円） |
| ホ　撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付 | 1枚につき120円（縦203mm、横254mmのものについては、520円）に12枚までごとに760円を加えた額 |
| ヘ　スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 | 1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額 |
| ト　スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 | 1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額 |
| 2　マイクロフィルム | イ　用紙に印刷したものの閲覧 | 用紙1枚につき10円 |
| ロ　専用機器により映写したものの閲覧 | 1巻につき290円 |
| ハ　用紙に印刷したものの交付 | 用紙1枚につき80円（A3判については140円、A2判については370円、A1判については690円） |
| 3　写真フィルム | イ　印画紙に印画したものの閲覧 | 1枚につき10円 |
| ロ　印画紙に印画したものの交付 | 1枚につき30円（縦203mm、横254mmのものについては、430円） |
| 4　スライド（9の項に該当するものを除く。） | イ　専用機器により映写したものの閲覧 | 1巻につき390円 |
| ロ　印画紙に印画したものの交付 | 1枚につき100円（縦203mm、横254mmのものについては、1,300円） |
| 5　録音テープ（9の項に該当するものを除く。）又は録音ディスク | イ　専用機器により再生したものの聴取 | 1巻につき290円 |
| ロ　録音カセットテープに複写したものの交付 | 1巻につき430円 |
| 6　ビデオテープ又はビデオディスク | イ　専用機器により再生したものの視聴 | 1巻につき290円 |
| ロ　ビデオカセットテープに複写したものの交付 | 1巻につき580円 |
| 7　電磁的記録（5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。） | イ　用紙に出力したものの閲覧 | 用紙100枚までごとにつき200円 |
| ロ　専用機器により再生したものの閲覧又は視聴 | 1ファイルにつき410円 |
| ハ　用紙に出力したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。） | 用紙1枚につき10円 |
| ニ　用紙にカラーで出力したものの交付 | 用紙1枚につき20円 |
| ホ　光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 | 1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額 |
| へ　光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 | 1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額 |
| ト　電子情報処理組織を使用する方法 | 1ファイルにつき210円 |
| チ　幅12.7mmのオープンリールテープに複写したものの交付 | 1巻につき7,000円に1ファイルごとに210円を加えた額 |
| リ　幅12.7mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付 | 1巻につき800円（日本産業規格X6135に適合するものについては2,500円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ、8,600円、10,500円又は12,900円）に1ファイルごとに210円を加えた額 |
| ヌ　幅8mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付 | 1巻につき1,800円（日本産業規格X6142に適合するものについては2,600円、国際規格15757に適合するものについては3,200円）に1ファイルごとに210円を加えた額 |
| ル　幅3.81mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付 | 1巻につき590円（日本産業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものについては、それぞれ800円、1,300円又は1,750円）に1ファイルごとに210円を加えた額 |
| 8　映画フィルム | イ　専用機器により映写したものの視聴 | 1巻につき390円 |
| ロ　ビデオカセットテープに複写したものの交付 | 6,800円（16mm映画フィルムについては13,000円、35mm映画フィルムについては10,100円）に記録時間10分までごとに2,750円（16mm映画フィルムについては3,200円、35mm映画フィルムについては2,650円）を加えた額 |
| 9　スライド及び録音テープ（第2条第5項に規定する場合におけるものに限る。） | イ　専用機器により再生したものの視聴 | 1巻につき680円 |
| ロ　ビデオカセットテープに複写したものの交付 | 5,200円（スライド20枚を超える場合にあっては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額） |
| 備考　1の項ハ若しくはニ、2の項ハ又は7の項ハ若しくはニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。 |